

# 時空、社会的事実、出来事の法

## —国際法の社会学—

同志社大学 落合仁司

### 1 目的

社会は、ある時空において、規範に代表される社会的事実拘束された行為に代表される出来事が生起し、その出来事それ自体が社会的事実を持続させることによって存在する。このような社会了解は、デュルケームを嚆矢とし、モース、レヴィ=ストロース、ブローデルへと承継されるフランス社会学派に特徴的なものである(落合仁司『保守主義の社会理論』、『社会的事実の数理』)。このフランス社会学派的な社会了解はしかし、なかなか抽象的であり、具体例によって思考したい凡百の社会学徒にとって近寄り難いものがある。

そこで本発表では、このフランス社会学派的な社会了解の極めて具体的な例として、国際法をその規範=社会的事実とする国際社会を考察したい。国際法は、地球の時空を境界付ける法であり、かつ国際社会の主要なエージェントである国家の行為を拘束する根本規範であり、さらにそれ自体は基本的には慣行であること以外のいかなる妥当根拠をも持ちえない慣習法である。

### 2 方法

国際社会の社会的事実である国際法の代表的な記述であるハンス・ケルゼン『国際法原理論』とカール・シュミット『大地のノモス』の2テキストを、フランス社会学派的な社会了解の具体例として読み解く。ケルゼンとシュミットは言うまでもなく前世紀を代表するしかもそれぞれ連合国と枢軸国の代弁者として、戦前は憲法学の領域において、戦後は国際法学の領域において、最も根本的な業績を打ち立てた泰斗たちである。

### 3 結果

ケルゼンもシュミットも、国際法が国際社会の主たるエージェントである国家を地球のある時空に境界付ける法だという点に関して完全に一致している。言い換えれば国際法はある国家の最高法規である憲法の妥当範囲を境界付けるのである。

その上でケルゼンは、国際法が諸国家の憲法の妥当根拠を決定する根本規範として国際社会の社会的事実であること、国際法それ自体の妥当根拠は諸国家の慣行の他ではなく正に出来事が社会的事実を持続させることを記述する。

ケルゼンとシュミットが鋭く対立するのは国家の行為である戦争の法的評価を巡ってである。ケルゼンは連合国(国際連合)のイデオログとして正戦論(戦争は違法行為でなければその制裁である)に立つが、シュミットは枢軸国のイデオログとして正戦論を歴史的に相対化する。中国の登場はこの対立を甦らせる。